

熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例

熊本県議会委員会条例（昭和31年熊本県条例第51号）の一部を次のように改正する。  
第2条第1号中「9人」を「8人」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月30日から施行する。

（提案理由）

熊本県議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例（平成26年熊本県条例第41号）の施行に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。